

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（第4回）

会議要録

日時：令和2年1月28日（火）
午後3時00分～5時00分
場所：111会議室（西棟1階）

次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 配付資料確認
- 4 議事・説明
 - (1)パブリックコメントの結果について
 - (2)答申（案）について
- 5 その他
 - (1)今後のスケジュールについて
- 6 閉会

配付資料

<事前配付資料>

- 資料1 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 答申（案）
資料2 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 答申（案）概要版
資料3 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 答申（案）
中間のまとめ以降の主な修正箇所（新旧対照表）
資料4 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定に係る今後のスケジュール

<机上配付資料>

- 質問・意見提出用紙（委員用）
武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会名簿
在宅医療介護連携推進協議会 市民セミナーチラシ

出席者（敬称略）

- 委員長・・・飯村史恵（立教大学コミュニティ福祉学部准教授）
副委員長・・・浮田哲郎（浮田司法書士事務所・司法書士〔公益社団法人リーガルサポート東京支部推薦〕）
委員・・・久保田聡（明日の風法律事務所・弁護士〔東京弁護士会多摩支部推薦〕）、
武田嘉郎（武田社会福祉士事務所・社会福祉士〔公益社団法人東京社会福祉士会推薦〕）、後藤明宏（特定非営利活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット）、赤池美都子（武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事）、赤川正和（多摩信用金庫価値創造事業本部）、

田中透（公募委員）、蓬田恭子（公募委員）、小島一隆（公益社団法人武蔵野市福祉公社常務理事）

以上名簿順

※欠席：松丘晃（吉祥寺行政書士事務所・行政書士〔公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ推薦〕）

事務局・・・森安東光（健康福祉部長）、横山充（健康福祉部地域支援課長） 他
傍聴者・・・3名

1 開会

2 委員長挨拶

委員長・・・ 当計画も大詰めだが、パブリックコメントの意見等も踏まえ、計画の最終段階における関連なご意見をいただきたい。よろしくお願いいたします。

3 配付資料確認

○事務局より配付資料の確認

4 議事・説明

（1）パブリックコメントの結果について

○事務局より資料1「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画（案）」58～60ページの説明

※パブリックコメントで4名から延べ10件の意見があった。

委員長・・・パブリックコメントに対する市の取扱方針の説明をいただいた。人材育成や今後の運用等、多岐にわたる内容だが、意見や質問があればお願いしたい。

後藤委員・・・障害関係の意見が幾つか見受けられるが、この通りだと思う。運用の議論は今後、地域連携ネットワークの中で検討されるであろうが、どこまで実行されるのかということ具体的を知りたい。

それと番号2の本人に関する情報、チームケア、具体的内容はその辺りで検討されていくと思うが、チームケアもまだこれからだと思う。とりあえず今の段階では、地域連携ネットワークをつくり、チームで具体的な意思決定支援をどう進めていくかといった骨格やガイドラインが作られていくとよい。

委員長・・・チームやネットワーク、あるいはその中核機関といった今後主導していくものに対し、この計画で検討したさまざまな内容をどう組み込んでいくかということが問われるところである。事務局からは今の意見についてどうか。

事務局・・・令和2年度以降、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを組んでいく予定で、時期や運営方法は市と福祉公社で検討しているところである。

赤池委員・・・パブリックコメントにはケアマネジャーという文言が散見される。番号3の「後見人とは必ず連携をとらないといけないものか」という指摘だが、ケアプラン作成の

際には必ず個人情報の使用同意書をいただいているため、そうした点で「後見人とも連携していく」といったことが書かれていた方がよいと思う。後見人の方でもそうした取り交わしがあるのか疑問に思った。

委員長・・・義務としての取り交わしにはなり得ないだろう。実態としてはさまざまな連携を事業所等と組んでいかないと運用は難しいので、その点は専門の方々から意見をいただきたい。

後藤委員・・・番号7で「意思決定を支援する相談支援機関」が「訪問介護サービス等を実施している」とあるが、この相談支援機関とは福祉公社のことか、あるいはケアマネジャーを含んで幅広い意味での相談支援機関ということか。

委員長・・・両方あり得ると思うが、取扱方針からすれば福祉公社の方で、利益相反はいずれにしても双方からチェックしていく必要といった趣旨である。

事務局・・・委員長の言った通り福祉公社である。相談を受ける機関かつサービス事業者がマッチングをするのはどうかという議論もあるため、その辺りを勘案したものだ。

武田委員・・・番号3の取扱方針で『「サービス担当者会議」では、後見人を呼び連携を取ることが望ましいと考えています』とあるが、サービス量が介護保険で不足する場合に、後見人がいないとサービスをどこまで増やすかということの判断が困難ということがしばしばある。従って、「後見人を呼び連携を取る」のは確かに望ましいが、個人的には「当然出るべき」とするべきで、「望ましい」では少し弱いと考える。

委員長・・・状況がさまざま異なるということもある。「望ましい」という表現を選んだ理由を事務局から説明いただきたい。

事務局・・・事務局では、当然出るべきと考えながら、一方で必ず出るという記載はどうかとも考えた。現在は計画策定の段階であり、取扱方針では「連携を取ることが望ましい」とした。ここは委員会の意見をいただきたい部分だ。併せて、実際のサービス担当者会議のあり方にも関わるため、今後検討していてもよいのではとも考えた。

副委員長・・・サービス担当者会議の方で後見人を呼ぶことが望ましいということもあるし、後見人の方でも参加するのが望ましいと思うので、踏み込んでよいと思う。「ケアマネジャーが後見人を呼び、また後見人はサービス担当者会議に参加することが望ましい」といった書きぶりでもよいと思われた。

久保田委員・・・踏み込んで書いてよいと思う。特に弁護士が成年後見人となる場合は、福祉に関しては専門的ではない部分もあり、むしろサービス担当者会議等の福祉の専門職と継続的に連携を取っていかなければ、必要な身上保護ができないという側面もある。

委員長・・・この部分は書き方が悪いということではないが、「積極的に連携を取ることが望ましい」とか、「参加することが望ましい」といったことを加えるのがよいだろう。

小島委員・・・番号8の取扱方針にある「潜在的有資格者」の意味がよくわからない。おそらく質問の意図は、現在福祉公社等で行われている市民後見人の受任までのプロセスが、生活支援員の経験後、市民後見人の講座を受けていただくという流れで、それによらず拡大をとということかと思う。そこで「潜在的」とは誰のことを言うのか。例えば資格を持つ能力のある方にはプロセスによらず、後見人を担っていただけるよう検討することだと思うので、特に「潜在的」と書く必要はないのではないか。

事務局・・・意見では「潜在的有資格者」とあったが、取扱方針ではその文言は使用していない。

そもそも後見人になるための資格はない。そこで「潜在的有資格者」という表記は避け、「社会福祉士等の資格がある方」と表記した。

- 蓬田委員・・・8番の担い手の育成に関してだが、担い手の育成としては、まずは周知活動を充実してほしいと思う。いきいきサロンや市で元気な高齢者たちにぜひ広めてほしい。この計画も、生活支援コーディネーターやテンミリオンハウスには、市民社会福祉協議会の地域担当の職員などから、できる限り周知してもらいたい。できるだけ自分が元気なときに考えておいてほしいと思っている。後見人に頼ることが第一ではない。まずは認知機能が低下しても安心して地域で暮らせる社会や環境が整備されていることが必要。ただ、最近特に感じているのは、どれだけ過去の実績が優秀である高齢者の方でも、自分の経験や考えの外枠にあるところまでは考えが及ばないケースもある。担い手の育成としては、そうした高齢者の意思決定に関わる部分を中核機関にはしっかりとレクチャーしていただきたい。
- 委員長・・・成年後見制度以外の部分の充実が必要という大事な意見である。これは他の福祉サービスの充実・強化と併せて考えていく、その辺りを含めた広報、さまざまな理解、また多様な人材ということも大事だと思うので、そこはしっかり実質的な周知を求めるとのことだ。
- 田中委員・・・番号8の担い手の育成だが、取扱方針の文言は特に問題ないと思う。それに関連して、自分が日常生活支援を担当しているが、いつも買いに行く八百屋さんなど、その人の周りにはそれなりに時間を積み上げて関わってきた方たちが地域にはいる。そうした方たちが自然な形で負担もなく、市民後見人として支えていける制度になっていくとよい。見も知らぬ人が市民後見人として入るのはあまり現実的ではない。今後は親族が近くにいない単身高齢者が増える一方で、彼らには地域には知り合いや友人がいる方も多し。そのように自然な形で支えていける制度になっていくとよいと思うので、特段この取扱方針の文言は問題ないと思う。
- 中川委員・・・番号10、今、人生100年時代に対して貯蓄を増やしていこう、取り崩していこうということがかなり話題になっており、意見要旨の「お金が無くなっても後見は継続されるという安心感を市民に与えてほしいと思う」に対し、取扱方針で「報酬助成の制度を設けており、今後についても報酬額に見合った助成内容にしていきます」とある。ここは今後大きな課題になっていくと感じた。内容については特になし。
- 委員長・・・多様なパブリックコメントをいただいたことは、貴重な財産だと思う。ぜひ今後の運用にも関わることなので、その辺りを深めていただきたい。
それでは全体について、何か言い残したこと等があれば伺う
- 後藤委員・・・番号5、「後見人による本人の財産搾取といった報道もあり心配だ。ネットワークで見守ってもらえるとのことだが、後見人を監視してくれるのか」とかなり厳しい意見がある。ネットワークにしても中核機関にしても、受任する際の相談はするが、受任したあとの後見人のチェック機能はこのネットワークにあるのか。
- 委員長・・・ネットワークの機能は今後さまざまな検討が必要であるが、現段階での機能として事務局で回答できることがあれば伺いたい。
- 事務局・・・具体については今後地域連携ネットワークの中で検討し、後見人の支援等も検討することになっている。裁判所は必要に応じて後見監督人を選任する、ある意味それ

も連携であると考えている。

委員長・・・「監視」はかなりきつい言葉であるが、単なるチェック機能ということだけではなく、後見をして、本人の暮らしがより円滑になるようなさまざまなサポートは必要である。親族後見人へのさまざまなサポートということもあって、本人と親族の財布がなかなか整理できないということや“搾取”のように言われてしまうこともあるが、そういうことではないと、何のために報告をするのかということを含めたサポートというのは、とても必要な部分である。敵対関係ということではなく、さまざまなサポートが機能としては必要ということとご理解いただきたい。

武田委員・・・報酬助成で、昨年の全国的なレベルでは、後見開始になった方で、財産50万円以下の方が38%とのこと。孤立している方では後見が必要となることが多いので、そういう意味では誰もが安心して後見を受けられるような助成制度を考えてほしい。

委員長・・・ここも非常に大事なところである。

副委員長・・・基本的に後見人の扱う情報は個人情報で、他に漏らすことができない情報が多い。チームを組んでも、裁判所以外のところに情報を漏らすということはなかなか難しい。従って、チームによるチェック機能には限度があるが、例えば本人の施設入所先やサービスの利用等、後見人が行う身上保護の選択をチームとして見守ってもらい、間違いがあれば遠慮なく意見を出してもらおうような環境整備が大事と考える。

(2) 答申(案)について

○事務局より資料1「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 答申(案)」、資料3「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 答申(案)中間のまとめ以降の主な修正箇所(新旧対照表)」の説明

委員長・・・字句修正やパブリックコメントの意見を反映しての修正、あるいは市民後見人等の養成・選定のフローの追記が主で、基本的には「中間のまとめ(案)」を活かした最終案となっている。意見、質問、あるいは確認事項等があればお願いしたい。

田中委員・・・先ほどパブリックコメントにあった「潜在的有資格者」がどう落ち着くのか気になる。後見人になるためには資格は不要なので、ここで「有資格者」と言ってしまうと矛盾してしまうし、「有資格者」の範囲をどこまでするのかという議論もある。

委員長・・・答申(案)の42ページ「①市民後見人の育成」、「今後の方向」の2つめの黒丸の部分に「他地域の養成講座受講者や有資格者といった～」とある。後見人に資格は不要で、裁判所に選任された方であるが、「有資格者」と表記があることでわかりにくいのではないかというご意見である。

事務局・・・この「有資格者といった」を取り、「養成講座受講者等の潜在的な人材も見込まれるため」と修正する。

蓬田委員・・・市民には法定後見と任意後見の違いがわかりにくいので、「有資格者」とは社会福祉士をはじめとした専門的な方のことを指しているのか混乱する。

委員長・・・そういうことなので、「有資格者」という文言は削除としたい。この項目は「市民後見人の育成」というタイトルであり、専門職後見人を想定して記述する部分ではないため、他の地域で養成講座を受けられた方等という形の記述にさせていただく

ということによろしいか。

蓬田委員・・・承知した。

小島委員・・・資料3「新旧対照表」の6番、35ページの追記の部分であるが、「本人意思について一定理解している」という表記があるが、「一定」とは何か。行政はあいまいな表現をしがちで好ましいことではないが、そこはお任せする。

委員長・・・語感の問題等でもあるが、個人的には明確にすることでもないかと思う。

小島委員・・・そのままでも構わない。

委員長・・・よろしいか。それではここはこのままということにする。

副委員長・・・資料1「答申(案)」の31ページの下、地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)のイメージ図に「ケアマネジャー」が入っているのだが、例えば施設入所者に対しても「ケアマネジャー」と呼ぶのか。

赤池委員・・・介護保険の施設では、施設のケアマネジャーがいるのでおかしくはない。

事務局・・・在宅と施設と両方で表現するとすれば「ケアマネジャー」という表記で問題はない。

委員長・・・他にはどうか。資料編の61ページに、第2回策定委員会で赤川委員が提示された「地域金融機関における成年後見制度に関連する取り組み」を組み込んだ。

赤川委員・・・一番上の「後見制度支援信託」は信託銀行のみで、地域金融機関では扱えないものだが、参考として紹介した。タイトルとして「地域金融機関における～」とすると整合が取れない。

委員長・・・タイトルを「地域金融機関」と絞らない表記に訂正するか、事務局と整合を図り、誤解のない表記をお願いしたい。

武田委員・・・東京家庭裁判所では港区、品川区、中野区に裁判官が書記官を連れて、地域連携ネットワークの実態をヒアリングしていると聞く。そこで裁判官から最も多い質問がマッチングの部分で、身上保護を重視するところにメリットのある成年後見を整備するためには、誰が受任するのか、職種ではなく、どのような人が受任するのかということが重要なので、その点に裁判官は関心をもって尋ねるのだろう。そういう意味で資料1「答申(案)」の40ページ一番下、「受任者調整(マッチング)等の機能については、成年後見人選任の推移を見ながら、地域連携ネットワークの中で、必要な機関や調整方法などを検討していきます。」という文章はうまく書いているという感想を持った。

委員長・・・武田委員をはじめとして、社会福祉士の方、弁護士や司法書士の先生方と一緒にこの辺りは進めていかないと、適格性を担保することがかなり難しい。まさにそこは裁判所としてかなり期待を寄せているところだと思う。武蔵野市であれば、この策定委員会の委員とともにつくっていくことが今後求められるだろう。

他にはどうか。(一特になし)

事務局・・・本日の策定委員会で言いきれなかったことは、日程の都合上、2月3日(月)正午までに「質問・意見提出用紙」でお送りいただきたい。

副委員長・・・「パブリックコメントに対する策定委員会の取扱方針」の60ページ、番号10であるが、「取扱方針」内の2段落め、「既に、市では、低所得者や資金のない方でも～」とあるが、「資金」という表記よりは「資産」の方が適当ではないか。

委員長・・・ここはご指摘の通り、字句修正をしていただきたい。

事務局からは「答申（案）」の内容で委員の皆さんに確認をいただきたい点はあるか。（一特になし）

それでは他にご意見がないようであれば、基本的には本日配付されている「答申（案）」で計画の承認をいただくことでよろしいか。（一異議なし）

5. その他

（1）今後のスケジュールについて

事務局・・・本日は長時間にわたり議論をいただき感謝したい。今後は、資料4のとおり、2月18日（火）に武蔵野市長に答申を行い、その後、事務局で計画を完成させ、4月より計画が開始となる。策定委員会は本日が最終会で、これまで4回開催したが、委員の皆さんには感謝したい。最後に、健康福祉部長よりご挨拶をいただく。

健康福祉部長・・・長期間の中、委員会の開催回数も少なく、皆さんには大変ご無理を申し上げたと思う。この計画の策定では、他市では未作成の所も多いが、武蔵野市には福祉公社があり、従来から成年後見の推進機関としての取り組みを行ってきたという特徴があった。資料2・概要版1ページのグラフで示されているように、全国や東京都と比較して武蔵野市ではその他法人が運用している割合が高く、それが武蔵野市の特徴であること、そういう武蔵野だからこそその計画を策定したいという話をして、委員の皆さんからも理解と協力をいただき、また市民の皆さんからもパブリックコメントで貴重な意見をいただいたと思っている。往々に、行政の基本計画の類は、策定後はそのままであったり、理念的な計画であったりするものであるが、武蔵野市では単身高齢者が4人に1人以上という実態からみても、成年後見制度の利用促進は喫緊の課題だと思われる。従来から福祉公社あるいは専門職の方を中心に、市民の権利擁護、財産管理等の身上保護の取り組みをしてきたが、今後はこの計画をバックボーンにしながら取組をより進めていきたい。その際には今回の計画に明記したネットワークを十分に活用しながら、本人意思が尊重されるような計画の実行、権利擁護事業の本市ならではの実行を進めていきたい。今後も先生方には意見や教を請うこともあろうかと思う。委員会では、皆さんから大変多くの意見をいただいたおかげで計画のとりまとめができたことを本当に感謝し、これをもって行政側からの挨拶としたい。

委員長・・・それでは、意見等があれば2月3日正午までということで、多少の微修正はあり得るかと思うが、そこは委員長と事務局に一任いただくことでよいか。（一異議なし）事務局と整合を図り、副委員長とともに2月18日に武蔵野市長に答申させていただく。本当に皆さんには大変闊達な議論をいただき、貴重な意見もいただいた。今後、この計画をいかに生きたものにするかということが本番になると思う。ぜひ委員の皆さんにおいては、この計画を花開かせていくために、尽力いただきたく、今後ともよろしくお願ひしたい。

6. 閉会